



JGAP 技術レター 2016 年 12 月号

JGAP 技術レターについて

目的：JGAP 指導員および JGAP 審査員の皆さんが、JGAP の基準の解釈について共通認識を持っていただくため、また基準の最新情報を周知するために発行するものです。

発行：年 4 回程度発行予定です。適した話題がない場合は、発行しないこともあります。

内容：日本 GAP 協会に寄せられた JGAP に関する質問や疑問について、日本 GAP 協会の公式見解をお伝えするものです。今回は 9 月 1 日に発行した JGAP2016 について、日本 GAP 協会にお寄せいただいた質問を Q&A 形式でお伝えします。

Q1: Advance 茶 2016 の管理点 5.6 で「管理点 5.3 においてリスクが高いと評価した食品安全危害要因を抑制する対策・ルール・手順の履行及び有効性を検証する方法を文書化している。」と求めています。これについて、リスクの高い食品安全危害要因を「機械のネジや部品等の金属異物の残存」とし、抑制する対策を「磁石の装着」とします。その場合、有効性を検証する方法として「磁石の磁力の確認」が必要でしょうか。また、管理点 18.2 で測定機器の点検が要求されていますが、磁力を計測するテスラメータの校正が必要でしょうか。

A1: 磁石は、温度変化・衝撃・腐食等のストレスが加わると磁力が低下してきます。従って、茶工場での使用環境（熱のかかる工程で使用する等）や使用方法（着脱を繰り返す等）を考慮して磁力が低下していないか定期的に有効性を検証する必要があります。その際、磁力の有効性の検証方法として数値基準（例えば 3000 ガウス（0.3 テスラ）以上）を定めて実施する場合には、その計測器であるテスラメータの校正も必要になってきます。

但し、ご質問のケースは荒茶工程であり、後工程の仕上茶工程で金属探知器や X 線選別機等の異物除去を確実にしている場合には、後工程に迷惑をかけない程度に磁石を管理するという考え方でよいでしょう。例えば、所定の場所に適切な方法で装着していることや、砂鉄を定期的に除去して機能低下を防止する等の管理が考えられます。なお、磁石を長期間ストレスが加わる環境下で使用していた場合には、念のために磁力を計測してみることをお勧めします。現状、テスラメータを保有している荒茶工場はほとんど無いと思われませんが、例えば機械メーカーがテスラメータを保有しているのであれば、機械点検時に磁力も確認してもらってはいかがでしょうか。

Q2: 青果物 2016 の管理点 5.3.1 で生食用野菜の O-157 は必ずリスク評価に入れるように示さ

れています。自分の農場でこれまで O-157 の事故が発生していない場合、食品安全のリスク評価は健康被害の重篤性×発生頻度から、重篤性は高いが発生頻度はゼロなのでリスクは低いと判断していいのでしょうか？

A2：管理点 5.3.1 で要求されている食品危害要因（生野菜の病原性大腸菌、リンゴや梨のパツリン（カビ毒））は、その業界で事故が実際に発生しており特に注意が必要であるとの意図から記載されているものです。自分の農場で発生していなくとも、業界で事故が発生している場合、発生頻度がゼロとはならず、リスクが低いとは言い切れないため、O-157 の重篤性を踏まえた対策の実施は必須です。従って、適切な手洗い等の対策を確実に継続して実施することが肝要です。

Q3：管理点 11.4 農薬管理の責任者 において、「②1)自分の担当する JGAP の管理点について学習したことを説明できる。 2)農薬に関する知識を向上させる努力をしている。」としか要求されておらず、JGAP2010 や 2012 の「農薬使用の責任者は、農薬使用に関して、農薬管理指導士、普及指導員、農協の防除指導員、緑の安全管理士または行政がこれらと同等と認める資格を持っている。あるいは、これらの資格者や病害防除所、普及指導センターの助言や講習を受けている。」から比べると要求自体が弱くなったような気がします。

A3：JGAP2010 や 2012 では、有資格者から助言や講習を受けているという適合基準に対して有資格者の名刺や証明書の確認で審査が終わっていたケースもありました。JGAP2010・2012 では農薬最新情報の収集の管理点はレベルが重要でしたが、JGAP2016 の農薬の知識向上の管理点のレベルは必須となり、更にその中身を説明できることを求めているため、JGAP2010・2012 よりも要求度合いが上がっています。「有資格者からの情報入手」は手段の一つであるため取組例・備考に移動しています。また管理点 24.1.1 で新たに「②過去の病害虫・雑草の発生状況、農薬使用計画・実績による改善策を検討し、その結果を農薬使用計画に反映している。」が追加されており、農薬使用技術の PDCA サイクルによる高度化が求められています。

Q4：管理点 16.1.1②で「リスク評価は下記の情報を利用する」として 4)に農場が実施した水質検査 とありますが、必ず農場が水質検査を実施しないといけないのでしょうか？

A4：この管理点の目的は使用する水のリスク評価を適切に実施することにあります。農場による水質検査はその情報源の一つです。1)～3)の情報源でリスク評価が適切に実施できれば農場による水質検査は不要です。

Q5：水質検査に使う水の検体はどのように採取すればいいですか。水源の近くからと使用する場所の蛇口からとどちらから取った方がいいのでしょうか。

A5：水の検体の採取場所は、使用する場所に近いところから取って下さい。また、蛇口自体の汚れ、採取者の手指の汚れ、容器の汚れが検査結果に悪影響を及ぼすことがあります。検体は指定容器に入れるなど検査機関の指示に従って作業を行って下さい。

Q6：管理点 24.3.7⑩で農薬管理の責任者による検証の記録が要求されており、取組例・備考欄は「例えば、農薬使用基準を満たしているか確認し押印している」となっています。検証には摘採前日数を満たしていることも含まれますか？

A6：検証の記録として摘採前日数の確認も必要です。摘採前日数の遵守は実際に摘採をする段階でないと分かりませんので、希釈倍数や使用回数等の遵守の検証とは確認時期が異なりますが、検証の記録を残して下さい。

Q7：管理点 24.4.1④で「毒物・劇物・危険物は他の農薬と明確に区分して保管している」という要求があります。別な場所に置くほど保管庫にスペースがない場合はどうすればいいですか？

A7：JGAP ではこれまで毒劇物でない農薬についても、盗まれない、間違わない、混ざらない等の農薬保管の原則を毒劇物と同様に管理レベルを引き上げて実施してきました。この「区分する」というのは法令上の問題であり、これまでの管理でもリスクは押さえられていると考えられます。厚生労働省に確認したところ、同じ保管庫であってもどれが毒劇物であるかが識別できる状態になっていれば法解釈上は問題ないということでした。但し、指導権限は地方自治体にあるため、地方自治体の指導がある場合にはその指導に従って下さい。

Q8：JGAP 団体 2016 管理点 2.1 で、契約書に含めるべき内容として「①団体事務局の名称、所在地、連絡先、代表者」を求めています。JGAP 団体 2012 では「① 団体の代表者の名前、住所と連絡先」であり、事務局までは不要でした。これまでの契約書を書き替えないといけなんでしょうか？

A8：契約書の最後の部分が団体代表者と農場との署名になっていたとしても、契約本文中に団体事務局の名称、所在地、連絡先が明確になっているのではないのでしょうか。そうであれば実質的に問題はありません。そうでない場合は書き換える必要があります。

Q9：管理点 4.4.1 で、外部委託先への内部監査を省略できる第三者認証が JGAP または日本 GAP 協会が認めるものとあります。JGAP 以外は何が可能ですか？ 荒茶の運送業者が ISO9001 認証を持っているのでこれまで内部監査を省略していましたが引き続き省略可能ですか？

A9:「日本 GAP 協会が認める第三者認証のガイドライン」が 2016 年 10 月 1 日に発行されていますので協会ウェブサイトでご確認ください。現在、GFSI 承認スキームと ISO22000 が省略可能となっています。ISO9001 は認められていませんので内部監査を実施して下さい。

Q10: 農業の場合、労働時間は労働基準法の適用除外のため、一日の労働時間が 8 時間を超えても残業の割増賃金は不要であり、三六協定も不要だったと思います。外国人技能実習生の場合も同様で良かったでしょうか。

A10: 外国人技能実習生に対しては労働時間関係の労働条件について他産業に準拠するよう指導されており、外国人技能実習生に時間外労働や休日労働をさせるには事前に「三六協定」の締結及び届出が必要となります。「農業分野における技能実習移行に伴う留意事項について」(農林水産省農村振興局通知平成 12 年 3 月)において、「労働基準法の適用がない労働時間関係の労働条件についても、基本的に労働基準法の規定に準拠するもの」と示されています。

Q11: 保健所がスプラウトの微生物検査をしてくれています。保健所は管理点 7.2.1 の検査機関の要件を満たしていますか。

A11: 厚生労働省に確認したところ、保健所は登録検査機関ではありませんが、食品衛生法第 29 条に定める「食品衛生検査施設」を備えなければならず、その条件は登録検査機関の認定以上のものであるとのことでした。従って、管理点 7.2.1 の要件を満たしているといえます。但し、通常は保健所では、収去検査のみで依頼検査はしていない場合が多いようですのでご注意ください。